

2020年10月7日

内閣総理大臣

菅 義 偉 様

公務員労働組合連絡会

議長 柴山 好憲

(公印省略)

一時金に関する人事院勧告等に関わる要求書

常日頃、職員の職務環境の整備や待遇改善にご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、人事院は本日、一時金の支給月数を0.05月引下げ、年間4.45月とする給与に関する勧告と公務員人事管理に関する報告を行いました。

ところで、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対策をはじめ、今年7月の豪雨災害など近年多発する自然災害への対応などとあわせて、国民生活の基盤を担う公務・公共サービスの現場において、職員の高い使命感と責任をもった懸命の奮闘が続いています。一方、働き方改革などに積極的に取り組んでいるものの、長時間労働の蔓延など厳しい環境は改善されておらず、適切な要員や労働条件等の確保が求められます。

また、公務における定年の引上げについては、少子高齢化・労働力人口減少社会における喫緊の課題であるとともに、社会的要請と使用者責任である雇用と年金の確実な接続のために不可欠な措置という観点から、早期の法制度改正を果たす必要があります。

貴職におかれましては、職員が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

1. 勧告の取扱いを検討するに当たっては、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意すること。
2. 定年引上げに関する国家公務員法改正法案を速やかに再提出し、早期に着実かつ確実に実施すること。

以 上